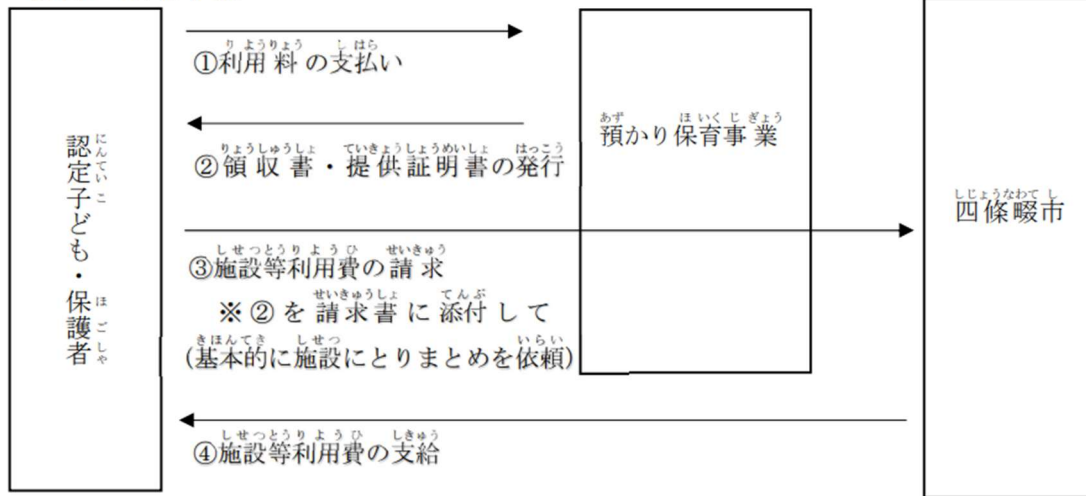


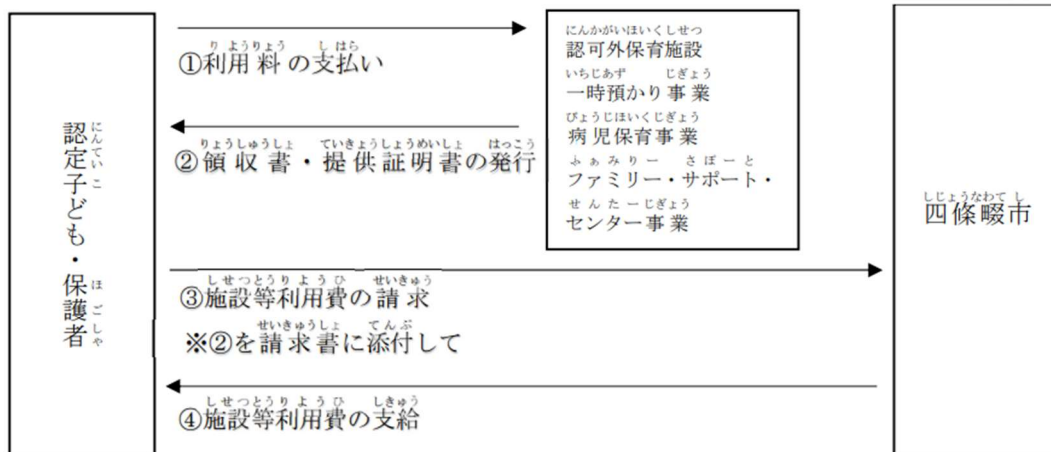
① 預かり保育事業



令和8年9月までの利用料は、1日上限450円まで、新2号は月額11,300円まで、新3号は16,300円までを上限として、施設等利用費が支給されます。令和8年10月以降の利用料については、1日上限490円まで、新2号は月額12,300円まで、新3号は17,700円までを上限として、施設等利用費が支給されます。

(注) 認可外保育施設の利用料が施設等利用給付の対象になる場合
在園している園が①教育標準時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満又は②年間開所日数200日未満のいずれかの場合は、上限額の範囲内で施設等利用費の対象になります。

② 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業



令和8年9月までの利用料は、新2号は月額37,000円まで、新3号は月額42,000円までを上限として、施設等利用費が支給されます。令和8年10月以降の預かり保育の利用料については、新2号は月額40,300円まで、新3号は月額45,700円までを上限として、施設等利用費が支給されます。